

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
青函トンネル、 新型覆工ひずみ計試験他	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 北海道新幹線 建設局長 依田 淳一 北海道札幌市 中央区北2条西 1丁目	令和1年5月10日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号	3012405002559	左記の者以外では契約の 目的を達すること が出来ないため、契約事務 規程第38条第1 項第1号エの規 程を適用し、随 意契約を締結 したものである。	-	16,390,000	-	-	公財	国認定	1	-	本業務は、現行の覆工ひずみ計が製造中止となったことを受け、昨年度(平成30年度)鉄道総合技術研究所に委託して開発した新型覆工ひずみ計を、青函トンネル内に設置し、新型覆工ひずみ計に及ぼす種々の影響(新幹線の風速・風圧、気温、湿度、潮汐等)を確認し、現行の覆工ひずみ計の代替と成り得るかどうかを検証することを目的とする。また、吉岡先進導坑1km942m付近のロックボルト補強工の設計を行うものである。公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11項第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人として、青函トンネルの覆工ひずみ計の開発や先進導坑補修方法の検討を過去に実施しており、鉄道トンネルの維持管理やトンネル変状対策に関する専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する唯一の機関であると考えられる。 以上より、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、他に参加者はいない状況であったため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。	有
北陸新幹線(金沢・敦賀間)地震防災システムの構築	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 大阪支社長 渡邊 修 大阪府大阪市 淀川区宮原3- 5-36	令和1年5月31日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号	3012405002559	左記の者以外では契約の 目的を達すること ができないため、契約事務 規程第38条第1 項第1号エの規 定を適用し、随 意契約を締結 したものである。	-	509,960,000	-	-	公財	国認定	1	-	当該業務は北陸新幹線(金沢・敦賀間)の地震防災システムの構築を行うものである。当該業務の実施に当たっては、新幹線で採用されている地震計に採用されている早期地震検知システムは公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という)独自の技術であり、本業務に必要な知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関と考えられる鉄道総研を特定の者としてこれまで「参加確認型」の公募手続きを実施してきたが、公募の結果、他に参加者はいなかった。したがって、本検討を実施できる唯一の者は鉄道総研と判断し随意契約を行った。	有

北海道新幹線、青函トンネル内における高速走行試験	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和1年6月3日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番38号	3012405002559	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	44,330,000	-	-	公財	国認定	1	-	<p>本業務は、北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)における共用区間の青函トンネル内において、速度向上試験の輪重・横圧、車体振動加速度測定結果の評価と圧力変動試験の計測機器設置、測定及び評価の業務である。</p> <p>業務の実施にあたっては、鉄道車両の走行安全性評価並びに共用走行区間における高速走行試験について、専門的知識・経験、高度な技術力、豊富な経験に基づく技術的な知見と分析を行う能力が不可欠である。</p> <p>公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、共用走行区間における高速走行に関する専門的知識・経験、高度な技術力、豊富な実績に基づく技術的な知見と分析を行う能力を有する唯一の機関であると考えられる。</p> <p>以上より、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、他に参加者はいない状況であったため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。</p>	有
北陸新幹線(金沢・敦賀間)斜面管理図作成他	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 大阪支社長 渡邊 修 大阪府大阪市淀川区宮原3-5-36	令和1年7月23日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番38号	3012405002559	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	47,190,000	-	-	公財	国認定	1	-	<p>当該業務は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)において、斜面・雪崩調査結果に基づく対策工を実施した各斜面等についての文献調査、現地踏査等を実施し、斜面防災危険度と雪崩危険度の評価及び斜面管理図等の作成を行うものである。</p> <p>斜面管理図の作成に当たっては、新幹線鉄道における斜面災害等に関する各種データを多数所有し、その調査や防災対策技術に関する専門的な知識、経験を有する必要がある。また本業務に必要な知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関と考えられる鉄道総研を特定の者としてこれまで「参加確認型」の公募手続きを実施してきたが、他に参加者はいなかった。また、現供用区間でのJR西日本及びJR東日本からも、本資料等の作成には鉄道施設に精通した第三者機関による斜面評価及び作成を求められており、機構としても妥当であると考えている。したがって、本検討を実施できる唯一の者は鉄道総研と判断し随意契約を行った。</p>	有

<p>高速化に向けた電車線路設備の調査研究</p>	<p>独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 東京支社長 堀口 知巳 東京都港区芝 公園2-4-1</p>	<p>令和1年7月25日</p>	<p>公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。</p>	<p>-</p>	<p>19,910,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>本業務は、整備新幹線の高速化に向けた電車線路設備の調査研究を実施し、その結果を評価することを目的としている。 業務遂行にあたっては、新幹線の高速化に伴う電車線路設備に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における電車線路設備の調査、研究及び試験の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、令和元年度は結果として1者応募となった。</p>	<p>無</p>
<p>九州新幹線(西九州)、対震列車防護システム構築</p>	<p>独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 九州新幹線建設局長 綿貫 正明 福岡県福岡市 博多区祇園町 2-1</p>	<p>令和1年9月10日</p>	<p>公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。</p>	<p>-</p>	<p>418,660,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>当該業務は、九州新幹線(西九州ルート)における対震列車防護システムの構築ならびに地震計等必要な機器を製作するものであり、その実施に当たっては、新幹線における地震防災システム構築の実績があり、かつ地震防災システムに関する技術力の蓄積と専門的知識が必要不可欠となる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下、「鉄道総研」という。)は、これまでの整備新幹線の地震防災システム構築に関する実績と、専門知識に精通した専門家を擁し、これまでの豊富な経験に基づく高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 さらに、過去の同種業務において鉄道総研を特定者として、参加者の有無を確認する公募手続きによる契約手続きを実施してきたが、その結果、他に参加者はいない状況であった。 以上より、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。</p>	<p>有</p>

<p>鉄道土構造物における盛土材料の分類見直しに関する研究</p>	<p>独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 北海道新幹線 建設局長 依田 淳一 北海道札幌市 中央区北2条西 1丁目</p>	<p>令和1年9月11日</p>	<p>公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>-</p>	<p>24,420,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>本業務はトンネル発生土を鉄道土構造物に適用する盛土材料の適用範囲の拡大検討を行う研究である。 性能ランクIである新幹線土構造物にはA群材もしくは安定処理を行ったB群材を使用している。周辺工事で発生するA群材を使用することが経済的に望ましいものの、地質条件等から安定供給は困難であるため、近年の新幹線盛土では購入土もしくは安定処理を行ったB群材を用いることが一般的である。 そこで本研究は、トンネル建設発生土のうち、B群材の締固め密度比を適宜変化させた供試体を作成し各種室内試験を行うことで、A群材と同等の性能を有するB群材の利用の可能性を検証するものである。 本検証には、鉄道土構造物盛土の材料特性、強度特性および累積変形特性並びに土構造物に関する鉄道構造物等設計標準に精通し、各種試験結果の評価・分析に関する専門的知識や経験が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は(以下「鉄道総研」という)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道構造物等設計標準・同解説(土構造物)国土交通省鉄道局監修、鉄道総合技術研究所編 H23年1月」を編集するなど鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績があり、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 以上により、他支社局での過去の同種業務においては、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募がない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随時契約の続きを行うこととした。</p>	<p>有</p>
<p>支承の省略による鋼鉄道橋の合理化の検討2</p>	<p>独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 大阪支社長 渡邊 修 大阪府大阪市 淀川区宮原3- 5-36</p>	<p>令和1年9月13日</p>	<p>公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>-</p>	<p>14,960,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>当該業務は、これまで構造成立性が確認された橋脚と一体型の支承を省略した複合ラーメン構造の連続合成桁について、実用化に向けた具体的な断面検討を行うものである。 当該業務の実施にあたっては、鋼・合成構造物及び鋼とコンクリートの複合構造物に関する鉄道構造物等設計標準や力学的特性に精通し、鉄道構造物における複合ラーメン構造に係る有限要素解析の実施の実績及び解析結果の評価に関する専門的知識が必要不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、令和1年度は結果として1者応募となった。</p>	<p>有</p>

<p>北海道新幹線、新函館北斗・札幌間吹溜り調査</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 北海道札幌市中央区北2条西1丁目</p>	<p>令和1年11月14日</p>	<p>公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。</p>	<p>-</p>	<p>18,700,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>本業務は、北海道新幹線、新函館北斗・札幌間の切土区間での冬季降雪による吹溜りの影響を調査することを目的としている。 北海道新幹線、新函館北斗・札幌間は、倶知安町を代表とする非常に厳しい寒冷・多雪地域を通過するため、切土区間やトンネル坑口付近などに発生する吹溜りが列車走行を阻害することが懸念される。このため、気象分析及びシミュレーションによる積雪状況予測を実施する。 新幹線の土構造物における雪の吹溜り量予測業務の実施に当たっては、鉄道の気象防災対策に精通し、高速鉄道が通過する施工基面内という特殊な環境下で鉄道構造物に対する吹溜り調査の経験や既往の新幹線における吹溜り予測・解析の方法・実績等に関する十分な専門的知識、検討に必要なシミュレーション等を計画・実施するための高度な技術力を有することが求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は（以下「鉄道総研」という。）は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第7号）第1条第1項の試験研究に関する業務を引継ぐ法人として、鉄道技術に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経験や実績があり、既開業区間の新幹線構造物における吹溜り調査を実施するなど、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 以上により、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他の同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて（通知）」（H27.12.15経企第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。</p>	<p>有</p>
<p>整備新幹線における電車線設備の環境影響に係る調査研究</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 堀口 知巳 東京都港区芝公園2-4-1</p>	<p>令和1年12月5日</p>	<p>公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番38号</p>	<p>3012405002559</p>	<p>左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。</p>	<p>-</p>	<p>17,930,000</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>公財</p>	<p>国認定</p>	<p>1</p>	<p>-</p>	<p>本業務は、整備新幹線における電車線路設備の環境影響に係る調査研究を実施し、その結果を評価することを目的としている。 業務遂行にあたっては、新幹線の電車線路設備に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における電車線路設備の調査、研究及び試験の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、令和元年度は結果として1者応募となった。</p>	<p>有</p>

信号・通信・電力設備の接地装置の共用化に関する調査研究	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構 契約担当役 東京支社長 堀口 知巳 東京都港区芝 公園2-4-1	令和2年1月8日	公益財団法人 鉄道総合技術研 究所 東京都国分寺市 光町二丁目8番 38号	3012405002559	左記業者を特定者として公募 手続きを行ったところ、要件を 満たす参加希望者がなく左記 業者が本業務の唯一の契約 相手方であることが確認された ことから、契約 事務規程第38 条第1項第1号 エの規定を適用し、随意契約 を締結したものである。	-	11,000,000	-	-	公財	国認定	1	-	<p>本業務は、整備新幹線の信号・通信・電力設備用接地極に共用接地方式及び連接接地方式を適用した場合の影響を検証し、今後の整備新幹線における接地装置のあり方に係る調査研究を行うものである。接地装置は、地絡時の人体及び装置保護、誘導対策、基準電位の安定化等の目的があり、流れる電流の大きさや周波数も各装置によって様々である。種々の装置の接地を共用した場合、接地を介して他装置に高調波電流や地絡電流が流れ込み、装置の異常や故障、感電事故が発生する恐れがある。そこで、各装置に接続した接地に流れる電流等を測定し、その影響を検証する必要がある。本業務では、現状の接地装置の目的を整理し、北陸新幹線(上越・金沢)において各接地装置に流れる電流及び周波数を測定し、その結果に基づき共用した場合の構成を提案するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、新幹線特有の信号・通信・電力設備に係る専門的な知識・経験と信号・通信・電力設備に関する試験・解析を行える高度な能力が必要不可欠であり、当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、令和元年度は結果として1者応募となった。</p>	無
-----------------------------	---	----------	--	---------------	---	---	------------	---	---	----	-----	---	---	---	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。